

那珂川町木材需要拡大事業費補助金

申請の手引き



平成30年3月

那珂川町農林振興課

目 次

1 那珂川町木材需要拡大事業費補助金の概要

- (1) 補助金の目的 P 1
- (2) 補助金に関する用語の意味 P 1
- (3) 補助金の対象者 P 1
- (4) 補助金の対象となる住宅 P 1
- (5) 補助金・基本部分の内容 P 2
- (6) 補助金・加算部分の内容 P 2

2 補助金申請の方法

- (1) 補助金交付までの流れ P 3
- (2) 必要な書類、注意点など P 4～
- (3) 補助金交付後について P 5

3 補助金に関するQ&A P 6～

4 補助金様式集 P 9～

お問い合わせ先：那珂川町 農林振興課 農林整備係
〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭 555
TEL 0287-92-1113
MAIL nourin@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

1 那珂川町木材需要拡大事業費補助金の概要

那珂川町木材需要拡大事業費補助金（以下「補助金」とします。）は、一定の要件を満たす木造住宅を建築又は購入された方に、最大で30万円を補助する事業として、平成17年から運営して参りましたが、平成30年4月から制度を拡充し、最大で300万円まで補助できることとなりました。

内容としては、補助対象者など基本的な部分（次の(1)～(5)まで）はこれまでと同様ですが、対象者が所定の要件に該当する場合は、さらに補助金を加算できることとしたものです。

(1) 補助金の目的

この補助金は、町内の木材関連産業の活性化と定住化の促進が目的です。

(2) 補助金に関する用語の意味

補助金の交付にあたって、各用語の意味する内容は次のとおりです。

- ・新築住宅：補助申請者自身が居住するために建築又は購入する木造住宅で、延床面積の2分の1以上を居住用とするもの。共同住宅を除き、増改築及びリノベーション、リフォーム、模様替えは該当しない。
- ・八溝材：町内で生産された木材又は町内の木材業者が取り扱った八溝産材のこと。
- ・定住：永住を前提として町内に住民登録し、主な生活の場が町内にあること。

(3) 補助金の対象者

補助金の対象者は、次の全てに該当する方です。

- ① 町内に定住する目的で新築住宅を取得する個人の建築主又は購入者
- ② 町内に住民登録している方又は町外に住所があるが新築住宅の取得を機に町内に住民登録する方
- ③ 住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納していない方

(4) 補助金の対象となる住宅

補助金の対象となるのは、新築住宅の使用木材量（m³）のうち60%以上に八溝材が使用されている住宅です。

建売などの購入で住宅を取得して補助金を受ける場合は、事前に使用木材量の内訳を確認するなど、十分ご注意ください。

(5) 補助金・基本部分の内容

補助金の基本部分の額は、新築住宅における居住部分の延床面積1㎡につき2,000円とし、最大30万円までとします。(千円未満切捨)

例：延床面積120㎡の場合 $120\text{㎡} \times 2,000\text{円} = 240,000\text{円}$

延床面積160㎡の場合 $160\text{㎡} \times 2,000\text{円} = 320,000\text{円}$

⇒300,000円

(6) 補助金・加算部分の内容

補助金の加算部分は、上記(5)の基本部分で該当になった方が対象で、その内容は次のとおりです。ただし、②の加算を受ける場合は、③の加算は対象となりません。

① 町内の建築業者と契約して新築住宅を取得した場合

町内に本店がある建築業者と主契約を締結して新築住宅を取得した場合は、一律50万円を加算します。

主契約とは元請契約のことで、下請け契約などは対象になりません。

② 平成30年4月1日以降、初めて那珂川町に移住する場合

申請者本人と同居する家族の全員が、これまで那珂川町に住所を有したことがなく、初めて町内に転入する場合(全員がUターン者)は、一律100万円を加算します。

例えば、配偶者が那珂川町の出身である(家族にUターン者がいる)場合などは対象になりません。

③ 新築住宅に係る土地を購入した場合

新築住宅に係る敷地として土地を現金で購入した場合は、土地購入費の実費分を、最大100万円まで加算します。(千円未満切捨)

転入、転居の別や購入の時期は問いませんが、譲渡や交換、有価証券等の支払いで土地を取得した場合は対象になりません。

④ 新築住宅に居住する申請者の世帯に18歳以下の子どもがいる場合

申請者の世帯に、申請者が養育する満18歳になってから最初の3月31日を迎えるまで(一般の高校卒業まで)の実子がいる場合は、子ども1人につき30万円、最大120万円(4人)まで加算します。

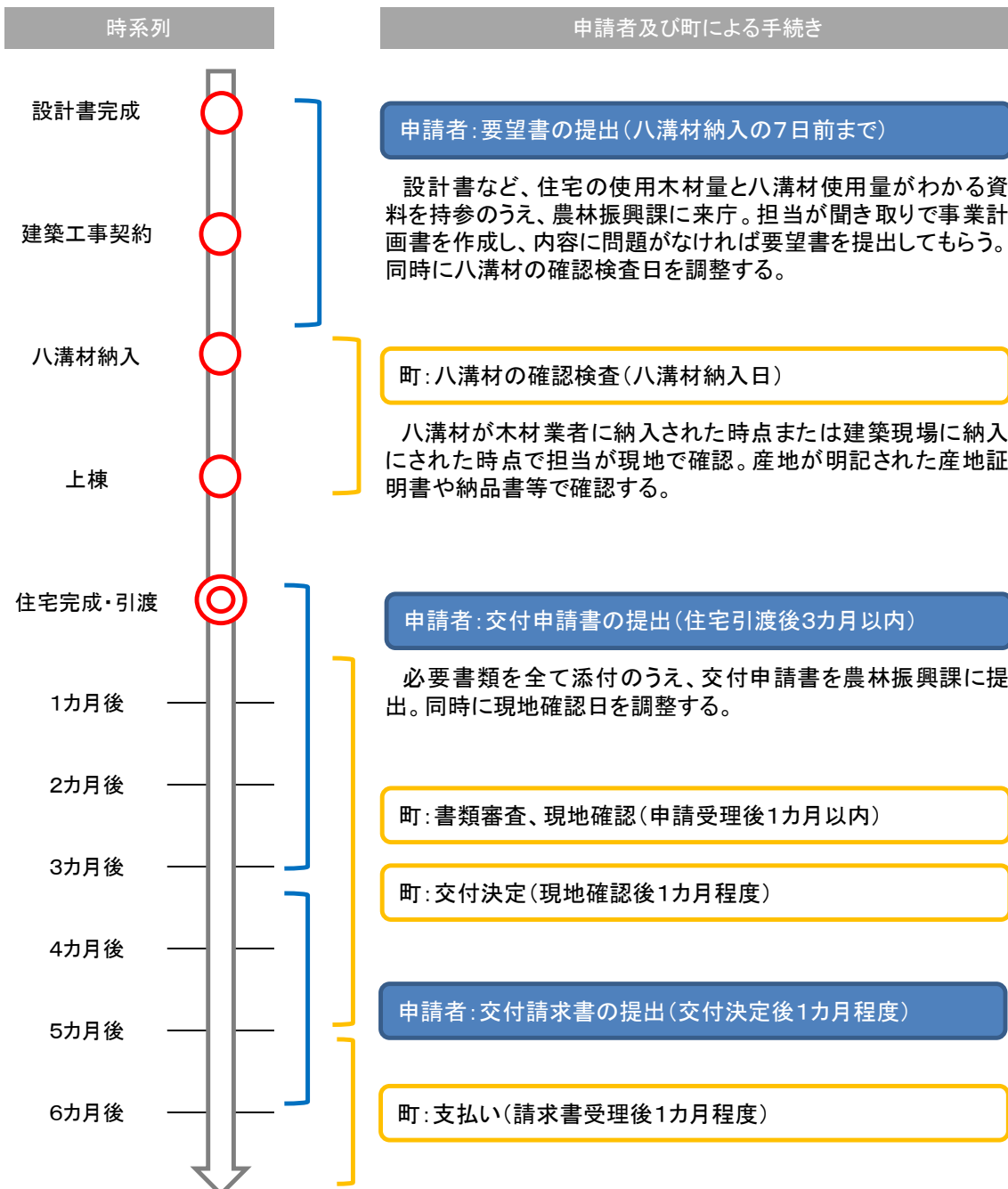
対象は、補助金申請時点で住民登録されている子どもで、妊娠中のお腹の子や出生しているものの町に出生届がまだ出されていない子は対象になりません。

2 補助金申請の方法

補助金の申請にあたっては、これまでは新築住宅の完成後にご提出いただいていましたが、平成30年4月からは、交付申請前に要望書をご提出いただき、新築住宅に使用する八溝材を町職員が確認することといたしました。

要望書、申請書ともに提出期限を定めておりますのでご注意ください。

(1) 補助金交付までの流れ



※このフロー図は住宅を建築して取得する場合を想定しています。

(2) 必要な書類、注意点など

補助金の交付にあたっては、次のとおり書類をご準備のうえ、町農林振興課までご提出ください。

要望について

① 提出書類

- ・補助金要望書
- ・補助金事業計画書
- ・設計書など新築住宅の使用木材量と八溝材の使用量がわかる書類
- ・その他町が必要と認める書類

② 提出期限

新築住宅に使用する八溝材が、町内の木材業者の事業所又は住宅建築現場などに納入される日の7日前まで。

※ 建売住宅など購入で住宅を取得し、上記の期日が既に過ぎている場合は、購入契約日の7日前までとします。

③ 注意点

- ・補助金要望書及び事業計画書については、申請者本人が印鑑を持参のうえ、町農林振興課に来庁していただければ作成できます。
- ・要望書提出後、町が書類審査及び確認検査を実施し、補助金交付の内示を行います。

申請について

① 提出書類

- ・補助金申請書
- ・新築住宅の位置図及び平面図
- ・新築住宅の登記簿謄本又は引渡通知書
- ・新築住宅の木材納入業者による八溝材の出荷証明書
- ・新築住宅の建築業者による木材使用証明書
- ・新築住宅の工事写真（軸組の様子がわかるもの）、完成写真
- ・町外から転入される方：当該年の1月1日時点で住所を登録していた市区町村の納税証明書
- ・1（6）①の加算を申請する方：契約書の写し
- ・1（6）②の加算を申請する方：戸籍附表など
- ・1（6）③の加算を申請する方：土地購入に係る契約書及び領収書の写し、土地の所有権が確認できる登記簿など
- ・1（6）④の加算を申請する方：本籍・続柄入りの住民票など
- ・その他町が必要と認める書類

② 提出期限

新築住宅の引渡後3カ月以内

③ 注意点

- 申請書類に不足や不備があった場合は、それらが補完された時点で受理することとなります。
- 申請書提出後、町が書類審査及び現地確認を実施し、補助金交付の決定を行います。

請求について

① 提出書類

- 補助金請求書
- 補助金交付決定通知書の写し
- その他町が必要と認める書類

② 提出期限

交付決定後、概ね1カ月以内

③ 注意点

- 町に口座登録がない場合は、振込を希望する口座の通帳の写し（見開き1ページ目）をご提出ください。
- 申請者本人名義の口座以外には振り込みできません。

(3) 補助金交付後について

補助金の交付を受けた後は、次のことにご留意ください。

- ◆ 補助金は、新築住宅1軒につき1名限り1回のみの交付が原則ですので、追加交付はしません。
- ◆ 補助金の交付を受けた新築住宅は、転売及び転貸を禁止します。
- ◆ 上記の禁止事項の発覚や申請内容に虚偽や違反があった場合は、補助金の返還を求める場合があります。



3 補助金に関するQ&A

【対象住宅】

Q1 店舗兼住宅を建築したのですが、補助金の対象になりますか？

⇒ 店舗等との併用住宅は、店舗等が非木造であっても、住居部分が木造であれば対象となります。この場合、住居部分の延床面積をもって補助金を算出することになります。

【申請の方法】

Q2 夫婦共同で建築主となっていますが、どのように補助金を申請すればよいですか？

⇒ 新築住宅の取得者が2人以上いる場合、補助金の申請者は1人とし、他の方は当該申請者が補助金を申請することに同意する旨の書面を、補助金申請時にご提出ください。

Q3 町外在住で、すでに新築住宅の引渡しを受けましたが、仕事の都合で、まだ町内に住民登録できていません。補助金申請はできますか？

⇒ 町内に住民登録がなくても補助金の申請は可能ですが、転入の時期が相当期間遅れる場合は、転入に関する確約書などをご提出いただくこともありますので、まずは町農林振興課にご相談ください。

Q4 要望書の提出期限が「八溝材納入の7日前まで」とされていますが、納入の日とはいつのことですか？

⇒ 町職員が八溝材の確認検査をする都合上、木材業者の事業所に納入される日を想定していますが、木材業者が町外などの遠方で確認検査が困難な場合は、新築住宅の建築現場に八溝材が納入された日となりますので、事前にご相談ください。

Q5 建売の購入で住宅を取得する場合、要望書はいつまでに提出すればよいですか？

⇒ 購入により住宅を取得される場合は、購入契約日の7日前までに要望書を提出してください。

【町内建築業者の加算】

Q6 住宅建築に係る契約が、建築工事、電気工事、設備工事と分かれています。こういった場合に町内建築業者の加算対象になりますか？

⇒ 住宅建築に係る工事契約が複数に分かれている場合は、建築工事部

分を町内に本店がある建築業者と契約していれば対象となります。

【移住の加算】

Q7 数年前にIターンで那珂川町に移住し、平成30年4月1日以降、町内に新築住宅を所得して転居しようと思いますが、移住の加算対象になりますか？

⇒ 移住の加算は、平成30年4月1日以降の転入が対象となりますので、今回の場合は加算対象にはなりません。土地を購入している場合はそちらの加算をご検討ください。

Q8 高校卒業まで那珂川町に住民登録しており、その後大学進学や就職で他の市区町村に長らく居住していた者ですが、平成30年4月1日以降の転入でも、移住の加算対象にならないのですか？

⇒ 移住の加算は、平成30年4月1日以降のIターン者のみを対象としており、Uターン者は対象にはなりません。土地を購入している場合は加算がありますので、そちらをご検討ください。

【土地購入の加算】

Q9 庭や駐車場を確保するために、新築住宅の底地に隣接する土地を購入しましたが、土地購入の加算対象になりますか？

⇒ 新築住宅取得のために必要な敷地の購入であれば対象となります。

Q10 新築住宅の敷地を夫婦の共同で購入しましたが、土地購入の加算対象になりますか？

⇒ 申請者以外の共同購入者も新築住宅に居住される場合は対象になります。新築住宅に居住しない方と共同購入した場合も対象にはなりませんが、土地の持分割合で土地購入費を按分するなどして加算額を算出することになります。

Q11 土地売買契約を締結しましたが、補助金申請時点でまだ地代の支払いが済んでいない場合、土地購入の加算対象になりますか？

⇒ 土地購入の加算には、契約書その他、領収書や登記簿も添付書類として必要ですので、この場合は対象になりません。

【子どもの加算】

Q12 住所は町内にあるものの、県外の高校に進学し、同居していない子どもがいる場合、子どもの加算対象になりますか？

⇒ 遠方への進学や留学などで、相当期間同居しない子どもがいる場合でも、町内の住民登録の有無に関わらず、申請者が養育している実子であれば、対象になります。

Q13 親族の子を預かっている場合、子どもの加算対象になりますか？

⇒ 子どもの加算は、戸籍上の実子のみを対象としているので、親族の子や里子などは、申請者が養育している場合でも対象にはなりません。

【その他】

Q14 夫婦共働きで日中は不在なので、書類の提出や確認検査などの立会が難しいのですが、どうすればよいですか？

⇒ 書類については、建築業者などが代行してご提出いただくことも可能ですが、内容で確認したい事項があった場合には連絡させていただきまので、携帯電話などの連絡先をお教えてください。

また、八溝材の確認検査については、木材業者や建築業者に立ち会っていただくので問題ありませんが、住宅引渡後の現地確認は申請者の立会が必要となりますので、日程をご相談させていただきます。

Q15 住宅の建築に関して、この補助金以外にも対象になり得る補助はありますか？

⇒ 次の事業などは、この補助金と併用可能ですので、詳しくはそれぞれの窓口にご相談ください。その他の補助金等については、各自ご確認ください。

- ・とちぎ材の家づくり支援事業

窓口：栃木県環境森林部林業木材産業課 TEL 028-623-3277

- ・すまい給付金

窓口：国土交通省すまい給付金事務局 TEL 0570-064-186

- ・那珂川町木造住宅耐震診断等事業補助金

- ・那珂川町木造住宅耐震改修等事業補助金

窓口：那珂川町建設課 TEL 0287-92-1118

4 補助金様式集

補助金要望に必要な書類

- 補助金要望書 P 1 0
- 補助金事業計画書 P 1 1

補助金申請に必要な書類

- 補助金申請書 P 1 2
- 新築住宅の木材納入業者による八溝材の出荷証明書 . . . P 1 3
- 新築住宅の建築業者による木材使用証明書 P 1 4

補助金請求に必要な書類

- 補助金請求書 P 1 5

その他の書類

- 申請者の補助金申請に対する同意書 P 1 6



参考様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

那珂川町長 様

住 所

氏 名



平成 年度那珂川町木材需要拡大事業費補助金要望書

平成 年度において、那珂川町木材需要拡大事業を実施したいので、那珂川町木材需要拡大事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づき認定されるよう、事業計画書等を添えて要望します。

添付資料

- 1 事業計画書
- 2 その他

那珂川町木材需要拡大事業費補助金 事業計画書

提出日 平成 年 月 日

◆申請者に関する事項

ふりがな 申請者			性別	男	生年月日	昭和	年	月	日
				女		平成			
現住所				連絡先	自宅・携帯・その他（ ）				

◆新築住宅に関する事項

新築住宅 所在地	那珂川町		取得形態 (取得者)	建築（建築主： ） 購入（購入者： ）	
契約日	平成 年 月 日	予定 完了	八溝材 納入予定	平成 年 月 日頃 (町内木材業者納入・建築現場納入)	
引渡予定	平成 年 月 日頃		居住開始 予定	平成 年 月 日頃	

◆新築住宅の居住者に関する事項

続柄 (申請者から)	名前(年齢)	職業	続柄 (申請者から)	名前(年齢)	職業
本人	()			()	
	()			()	
	()			()	
	()			()	

【税情報等の提供にあたっての署名欄】

町が、那珂川町木材需要拡大事業費補助金の交付にあたって必要な町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料の情報（同一世帯員を含む）及び世帯情報を閲覧することに同意します。

申請者氏名

印

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

那珂川町長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟

平成 年度那珂川町木材需要拡大事業費補助金交付申請書

平成 年度において、木材需要拡大事業について那珂川町木材需要拡大事業費補助金 円を交付されるよう、那珂川町補助金等交付規則第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 新築住宅の位置図及び平面図
- 2 新築住宅の登記簿謄本又は引渡通知書
- 3 木材納入業者による出荷証明書
- 4 建築業者による木材使用証明書
- 5 工事現場の写真、完成写真
- 6 その他

出 荷 証 明 書

出 荷 材 積 数 量 m³								
材積内訳	樹 種	長 さ	寸 法	等 級	本 数	材 積	備 考	
納 入 日		平 成 年 月 日			納入場所			
施工業者名					建 主 名			
納入業者名		上記納入品が、八溝材であることを証明します。 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;">Ⓜ</div>						
備 考		(原木の仕入れ先を記入)						

※ 材積は、長さ×寸法×本数の計算で算出された数値の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載する。

別記様式第3号（第5条関係）

木 材 使 用 証 明 書

平成 年 月 日

那珂川町長 様

住 所
建設業者 氏 名
電 話

㊞

下記のとおり八溝材を使用いたしましたので証明します。

記

建 主 名	住 所
1 建築延床面積（非住宅部分を除く）	m ²
2 木材使用材積（新建材を除く）	m ³
3 うち八溝材使用材積	m ³
4 八溝材使用率	%

※1～4の数値は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載する。

様式第3号(第18条、第19条関係)

平成 年度那珂川町木材需要拡大事業費補助金交付請求書

金 円

平成 年 月 日付け那珂川町指令農第 号をもって交付決定のあった標記補助金を下記のとおり交付されるよう、那珂川町補助金等交付規則第18条の規定により請求します。

交付決定額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

年 月 日

那珂川町長 様

住 所

氏 名

印

関係書類

- (1) 交付決定指令書の写し又は補助金等の額の確定指令書の写し
- (2) その他必要書類

金融機関名	
支 店 名	
口座の種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(カ ナ)	
口座名義	

同意書

私は、下記の物件について、(補助申請者) _____ が那珂川町
木材需要拡大事業費補助金を要望、申請、請求及び受領することに同意し、自
身のそれらの権利を放棄します。

記

- 1 物件名 住宅（平成 年 月 日完成）

- 2 所在地 那珂川町

平成 年 月 日

住 所

氏名（署名） _____ ⑩